

早稲田奉仕園ゲストハウス規約

1. 居住資格

- ① 外国人留学生または日本人の大学学部生、大学院生、研究者、及び理事会が特に承認をした者としてします。
- ② 早稲田奉仕園の登録者となり、奉仕園の活動に参加、協力をする事。

2. 居住期間

- ① 原則として1年ごとの更新とし、入居時に決定する。延長については事前に延長申請及び承認を必要とします。
- ② 契約期間中といえども、必要に応じて居住資格や規程遵守の確認をします。

3. 選考及び決定許可手続き

- ① 書類審査：履歴書、申込書、在学を証明するもの
- ② 面接
- ③ 入居に際しては原則として健康診断書（6ヶ月以内）と、東京近郊在住日本人の連帯保証人が必要です。

4. 料金規定

- ① 入寮費は、契約期間が1年以内は30000円、更新の場合は改めて30000円（1年間）が必要です。
一度支払われた入寮費、更新料は返金いたしません。
- ② 舎費は月額50000円です。舎費には個室及び共用部分の利用料金、備付電話設備費と基本料金、備付空調設備利用費、共用部分の清掃費を含みます。
- ③ 光熱費は月額7560円です。
- ④ 早稲田奉仕園登録費年額5000円が毎年必要です。
- ⑤ 入寮時にリネン代3240円が必要です。
- ⑥ 居住者は毎月月末までに、当月分の舎費と光水熱費を支払うものとします。
- ⑦ 鍵を紛失した場合は、シリンダー交換費用として¥20000をお支払していただきます。

5. 利用規定

- ① 外来者の立入を禁止しています。（3号館と5号館1Fロビーは除く。）
- ② 外来者に共用施設（浴室、台所、洗濯機等）を利用させないこと。
- ③ 3日以上不在にするときは奉仕園寮デスクに届け出ること。
- ④ 騒音、特に夜間はTV、ラジオ等の音量に注意し、楽器は演奏しないでください。
- ⑤ 電力を多く使うもの（電気ストーブ、電気ポット、電子レンジ等）は、個室内で使用しないでください。
- ⑥ 全館館内は禁煙です。喫煙は屋外の喫煙所をお願いします。その他の火気の室内使用を

禁止します。

- ⑦ 共用部分も含め、備品の持ち出し、設備の改造はしないこと。
- ⑧ 廊下や台所等の共用部分に私物を置かないこと。
- ⑨ 奉仕園は、居住者の盗難、紛失による損害賠償の責任は負いません。
- ⑩ 調理中に台所から離れないこと。使用した調理器具は洗って片付け、ゴミは分別すること。
- ⑪ 居住者は、個室内と洗面台の清掃をしてください。ゴミは分別して、屋外のゴミ置き場へ運び、それぞれ指定の場所に置いてください。
- ⑫ 備品や設備を壊したり汚したりしたときは、すぐに奉仕園に連絡してください。居住者に責任がある場合には、修理費や購入費を負担していただきます。
- ⑬ 奉仕園は建物の管理維持のため、個室に入ることがあります。但し、緊急の場合以外は事前に居住者に連絡をします。
- ⑭ ペットの飼育は禁止します。
- ⑮ 洗濯物や寝具は指定された場所以外には干さないでください。
- ⑯ 居住者は、奉仕園が行う行事に積極的に参加・協力すること。
- ⑰ 室内に細かな規定が書かれたファイルがありますので、読んでください。
- ⑱ その他、奉仕園が指示したことには従ってください。

6. 退寮規定

- ① 当初の契約期間内に退寮を希望する人は、1ヶ月以上前に奉仕園に解約を申し出てください。この申し出がない場合、1ヶ月分の舎費が必要になります。
- ② 退寮の前に、すべての支払を済ませてください。
- ③ 部屋を掃除して、私物は一切残さないでください。
- ④ 下記の場合は、奉仕園は退寮を命ずることがあります。
 - 1) 舎費等を2ヶ月以上滞納した場合。
 - 2) 早稲田奉仕園の社会的な立場を傷つけ、また公序良俗に反する行為のあった場合。
 - 3) 病気のため共同生活に適さないとの医師の判断があった場合。
 - 4) 日常生活において利用規定に反し、その他正当な理由がなく奉仕園の指示・警告に従わない場合。
 - 5) 契約期間が満了したとき。
 - 6) 居住資格がなくなったとき。